

第17期 第16回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年11月26日(金) 午後1時30分～午後2時6分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

3番 金城 敏満 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

5番 宮里 由美子 委員 ・ 6番 金城 朝之 委員

7 付議すべき案件

報告第 92 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 93 号 現況証明願について

報告第 94 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第 95 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 96 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 97 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- | | |
|----------|-------------------------|
| 議案第 44 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 45 号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 46 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 47 号 | 非農地証明願について |

8. 会議の内容

- 議長 では定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 17 期豊見城市農業委員会第 16 回総会を開会いたします。
- (午後 1 時 30 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は本日 1 日限りといたします。
本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 5 番委員の宮里由美子委員と第 6 番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。
では、これより報告案件に入ります。初めに、報告第 92 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。
報告第 92 号「農地転用後利用状況の報告について」、4 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 92 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 93 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 93 号「現況証明願について」、4 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 93 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
これも特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 94 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、議案書の 6 ページをお開きください。</p> <p>報告第 94 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 94 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。</p> <p>特に質疑ないようですので、進行いたします。</p> <p>では次に報告第 95 号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 8 ページをお開きください。</p> <p>報告第 95 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 95 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。</p> <p>特に質疑ないようですので、進行します。</p> <p>では次に報告第 96 号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 10 ページをお開きください。</p> <p>報告第 96 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 96 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。</p> <p>特に質疑ないようですので、進行します。</p> <p>では次に報告第 97 号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の 12 ページをお開きください。</p> <p>報告第 97 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 97 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手</p>

をして質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。では特に質疑ないようですので、進行いたします。

では次に、議案案件に入ります。議案第 44 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化委員の報告もお願いしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 44 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお開きください。

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、6 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 17 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長 143 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 279 番 2、279 番 3、279 番 6、字伊良波 326 番 2 につきましては、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると思われる法人であり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 279 番 4、279 番 5 につきましては、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると思われる法人であり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高嶺 532 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 5 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡嘉敷 73 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

次に整理番号 6 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高嶺 170 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、比嘉委員から報告をお願いします。

比嘉推進委員

それでは、令和3年11月16日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号1番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を有効的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号2番、3番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号4番から6番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

比嘉昇委員、ありがとうございます。では事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案第44号については1件ずつ審議しますが、整理番号2番と3番、それから整理番号4番から6番までは関連事案ですので、一括して審議します。

では初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定しました。

次に整理番号2番と3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。じゃあ比嘉委員から、はい。

7番委員

譲渡人と譲受人が、これ間違っていないですか。逆じゃないですか。ごめんなさい。20ページの、所有権の売買ですよね。

事務局

そうですね。逆になっています。

議長

休憩します。

休憩

午後1時43分

再開 午後 1 時 44 分

- 議長 再開します。
はい、事務局よろしく願いいたします。
- 事務局 指摘のありましたように 20 ページのほうの 3 条調査書ですね。譲受人と譲渡人の欄のほうが道になっております。併せて 22 ページも同様に譲受人のほうと譲渡人ですが、逆になっております。
- 議長 比嘉委員、これでよろしいですか。ほかにありますか。じゃあよろしいですね。
- 7 番委員 これハウスになっていますよね。
- 事務局 ハウス、はい。
- 7 番委員 このハウスは補助とかではない？
- 議長 はい、事務局お願いします。
- 事務局 代理人の方に伺ったんですが、補助とかは活用していないということの回答でした。
- 2 番委員 補助なんですけど、その期限、縛りは終わっているのかという確認を取りましたかと自分は聞こうとしていたんですよ。補助事業だと思うので。
- 事務局 今、啓一委員が言われているのは伊良波のほうですか。
- 2 番委員 そう。326-2、18 ページ。
- 事務局 伊良波のハウスのほうは農林水産課に確認したところ、補助は終わっています。元々の地主、大城さんが取られている補助の件ですよね。比嘉委員のおっしゃっている補助というのは、今現地に建っているハウス。座安のほうにも新しいハウスが建っているんですけど、これではなくて、伊良波のほうのハウスですか。
- 議長 休憩します。

休憩 午後 1 時 46 分

再開 午後 1 時 46 分

議長 再開します。

事務局 先ほど比嘉委員のほうに回答した答弁に誤りがありましたので、訂正します。伊良波 326-2 に建っていますハウスについては、補助のほうは終わっております。以上です。

2 番委員 (比嘉委員の質疑と) ほぼ一緒です。あと 1 件ついでに、法人の場合は従事日数の期限はなしでいいということですか。14 ページ、アグリカルチャーの従事日数とかはない? そして法人なので。

事務局 今回の申請は農地所有適格法人の申請になりまして、農地所有適格法人のほうの要件の中で、農地所有適格法人の理事等が 150 日以上農業に関わっているという規定がありますので、その要件のほうはクリアしていますので、要件としては従事日数のほうはクリアしているということで考えています。以上です。

議長 じゃあいいですか、上原委員。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。以上で質疑が終わりましたので、これより採決します。整理番号 2 番と 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番、5 番、6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 4 番、5 番、6 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番、5 番、6 番については許可することに決定します。
次に、議案第 45 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 30 ページをお開きください。
議案第 45 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、35 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字名嘉地 259 番 37。転用目的は住宅敷地。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、40 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 190 番 9。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
続いて現地調査の結果をご報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は、名嘉地地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は既に住宅敷地として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺の被害防除等について既存施設の利用状況から特に問題ないと考えられます。
整理番号 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺の被害防除等については、既存施設の利用状況から特に問題ないと考えられます。
議案第 45 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 45 号について 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、議案第 46 号について審議します。事務局より、現場調査報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 42 ページをお開きください。

議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字真玉橋 468 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、53 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 844 番 13。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え

られます。

次に整理番号 3 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 864 番 3。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 49 番 6、49 番 15。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、真玉橋地区の住宅地域に近接し、農地の広がりがあるが 10ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 3 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がりがあるが 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で、雑草が疎らに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 46 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 46 号は 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
よろしいでしょうか。では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、議案第 47 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 47 号「非農地証明願いについて」、去った 11 月 16 日に當間康

由委員、宮里由美子委員、浜本事務局長、上江洲主査の4名で現場を調査し、協議を行ってございます。

整理番号1番の調査状況について、當間康由委員のほうからご説明よろしくお願ひします。

4番委員

お願ひします。それでは、整理番号1番について説明します。議案書72ページをお開きください。願ひ出のあつた土地は、豊見城市字高嶺565番。面積は4,011㎡となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「浅い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「畑及び原野」で広がりとしては「広く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。

調査員の意見としまして、「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えます。このことから、願ひ出地は「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。以上です。

議長

當間康由委員、調査状況のご説明、大変ありがとうございました。では議案第47号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願ひいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第47号について、現地確認調査書は當間康由委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第47号については當間康由委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見と審議いただき、誠にありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和3年11月26日(金)

午後2時06分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子 

5 番委員

宮里 由美子 

6 番委員

金城 朝之 